

## 「 同 行 援 護 」 金 額 表

同行援護	請求額 (10割)	自立給付 (概ね9割)	自己負担分 (概ね1割)
30分未満	1,840円	1,656円	184円
30分以上1時間未満	2,920円	2,628円	292円
1時間以上1時間30分未満	4,210円	3,789円	421円
1時間30分以上2時間未満	4,850円	4,365円	485円
2時間以上2時間30分未満	5,480円	4,932円	548円
2時間30分以上3時間未満	6,110円	5,499円	611円
3時間以上	6,740円	6,066円	674円
6,740円+30分毎に追加	+630円	+567円	+63円

※ 加算として、指定同行援護では、利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が、同行援護計画の変更等を行い、同行援護計画において訪問することになっていない身体介護等を要する指定同行援護等を緊急に行った場合に以下の加算を算定できるものとします。

①緊急時訪問介護加算 1回につき1,000円(月2回限度)

(ご利用者負担は、1割の100円になります。)

また、新規に同行援護計画を作成したご利用者に対して、サービス提供責任者が、初回若しくは初回訪問の属する月に自ら同行援護を行うか同行した場合に以下の加算を算定できるものとします。

②初回加算 1ヶ月につき2,000円

(ご利用者負担は、1割の200円になります。)

③利用者負担上限額管理加算 1回につき1,500円

(月1回を限度)(ご利用者負担は、1割の150円になります。)

※ 特別地域加算として、100分の15に相当する額が合算されます。

※ 指定同行援護の提供において、次の基準に適合している場合、加算を算定できるものとしています。

(一) 特定事業所加算(I)

所定の金額に100分の20に相当する額の合算

(二) 特定事業所加算 (Ⅱ)

所定の金額に100分の10に相当する額の合算

(三) 特定事業所加算 (Ⅲ)

所定の金額に100分の10に相当する額の合算

(四) 特定事業所加算 (Ⅳ)

所定の金額に100分の10に相当する額の合算

※ 福祉・介護職員処遇改善加算

(一) 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)

総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算

(二) 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)

総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算

(三) 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)

総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算

(四) 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)

福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) の100分の90を加算

(五) 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅴ)

福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) の100分の80を加算

※ 3級ヘルパー等により行われる場合は、次の割合で通常の利用料金が減算されます。

- ・身体介護を伴う場合 : 70%
- ・身体介護を伴わない場合 : 90%

※ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、障害者自立支援の支給限度額の範囲内であれば、障害者自立支援の対象となります。

- ・夜間（午後 6時から午後 10時まで） : 25%
- ・早朝（午前 6時から午前 8時まで） : 25%
- ・深夜（午後 10時から午前 6時まで） : 50%

※ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。